

## 神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）及び音楽堂指定管理者外部評価委員会の設置及び運営に関する要綱

### （目 的）

第1条 この要綱は、神奈川県立県民ホール（神奈川芸術劇場）（以下「芸術劇場」という。）及び音楽堂を管理運営する指定管理者候補を選定するに当たり、専門的立場からの評価や意見等を聴取することを目的として、「芸術劇場及び音楽堂指定管理者外部評価委員会（以下「委員会」という。）」の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、芸術劇場及び音楽堂の指定管理者候補の選定に関する次の事項とする。

- (1) 指定管理者の選定基準等の設定に際し、検討を行い、意見を述べること。
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「応募者」という。）から提出される申請書類の審査及び評価に関すること。
- (3) その他、芸術劇場及び音楽堂の指定管理者の選定に関し文化課長が必要と認める事項。

### （組 織）

第3条 委員会は、施設の運営等に関する有識者及び学識経験者等から文化課長が委嘱した者をもって構成する。

2 委員は別表のとおりとする。ただし、委員の辞職などにより審査に支障が生じたときは、文化課長は、新たな委員を委嘱することができるものとする。

### （役 員）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により選定する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### （委員の任期）

第5条 委員の任期は、文化課長から委嘱された日から芸術劇場及び音楽堂にかかる指定管理者が指定される日までとする。

### （委員会）

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、書面をもって審査等の結果を委員会に提出する委員がある場合、この委員が出席しているとみなすことができる。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(委員の責務)

第 7 条 委員は、専門的な識見等をもって、選定基準等の設定に係る意見を述べなければならない。

2 委員は、選定基準に基づき、公正、公平に審査を行うものとし、原則として申請書類に盛込まれたすべての事項の審査及び評価を行わなければならない。

3 前項の審査及び評価にあたっては、財務関係の専門家として選任された委員以外の委員は、原則として、財務関係の専門家として選任された委員の評価結果を参考として、財務に関する事項の審査及び評価を行うものとする。

(禁止事項)

第 8 条 委員は、直接間接を問わず、委員会における審査等を除き、芸術劇場及び音楽堂の指定管理者の応募に関与してはならない。

2 委員が前項の規定に抵触することが明らかになった場合、委員会は、当該委員の審査結果を無効とするとともに、委員が関与した応募者を選考対象外とする。

3 委員は、委員会を通じて知り得た情報を公表してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。ただし、神奈川県及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(委員会の公開)

第 9 条 附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱第 6 条の規定により、委員会は公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、委員会の一部又は全部を非公開とすることができる。

(評価結果の公表等)

第 10 条 委員会における審査等の経過及び結果は、委員会の終了後、公表する。ただし、委員会は、審査等の過程及び結果について、ただちに公表することが不適切であると判断したときは、その概要の公表を除き、公表する事項及び時期などを自ら決定し、公表することができる。

2 委員会は、応募者の審査、評価の過程にかかる公正性、透明性を確保するため、委員会の議事録を整備するものとする。

(事務局)

第 11 条 委員会の庶務は、文化スポーツ観光局文化課において行う。

(その他)

第 12 条 この要綱の実施について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 10 月 15 日から施行し、芸術劇場及び音楽堂に係る指定管理者が指定された日をもって廃止する。